

第 1 部

総論編



第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、依然少子化の状況下であり、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化してきている中において、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

本市では、平成22(2010)年3月に策定した「秋田市子ども・子育て未来プラン(秋田市次世代育成支援行動計画後期計画)(以下、「第1次プラン」という。)」に基づき次世代育成支援対策に取り組み、さらに平成27(2015)年3月に策定した「第2次秋田市子ども・子育て未来プラン(秋田市子ども・子育て支援事業計画)(以下、「第2次プラン」という。)」のもと、平成23(2011)年度から9年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成する中、国の無償化に先駆けた第2子および第1子の保育料無償化の実施、妊娠期からの相談支援を行う秋田市版ネウボラの設置など、子ども・子育て支援に取り組んできました。

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現には、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「第3次秋田市子ども・子育て未来プラン(第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画)(以下、「第3次プラン」という。)」を策定し、子ども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

第3次プランは、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであります。また、第2次プランに引き続き、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としても位置づけ、一体的に策定するものとします。

(2) 「秋田市子ども条例」との関係

第3次プランは、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(以下、「秋田市子ども条例」という。)」第15条に規定する推進計画としても位置づけます。

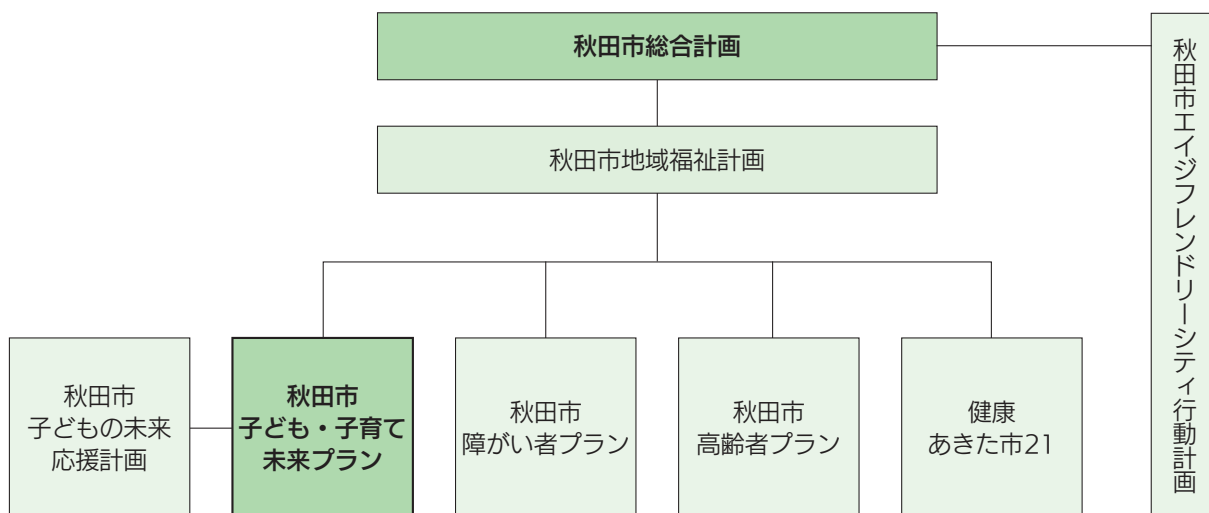
(3) 市の関連計画との関係

第3次プランは、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を図っていきます。

(4) 「秋田市子どもの未来応援計画」との関係

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、平成29(2017)年3月に「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定し、子どもの貧困対策への取組を推進しており、第3次プランは、同計画との整合性を図るものとします。

秋田市子ども・子育て未来プランの位置づけのイメージ



3 計画の目的

子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

4 計画の期間

令和2(2020)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの5年間とします。

5 計画の対象

「子ども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とします。

6 第2次秋田市子ども・子育て未来プランの評価

第2次プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた6つの基本目標に沿って、19の基本施策、160の取組・事業を展開してきました。

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会(秋田市子ども・子育て会議)」で行った基本施策の評価では、19施策中、A評価が15施策と全体の約8割で、残りの4施策がB評価となり、全体としては一定の成果を上げているものとされています。

各基本施策の評価結果は、次のとおりです。

(1) 評価基準

| | |
|---|--------------------------|
| S | 目標達成 |
| A | 目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの |
| B | 目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの |
| C | 目標達成できず、改善が必要なもの |

(2) 基本施策の評価

| 基本目標 1 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供 | | 評価 |
|------------------------------|--------------------------|----|
| 施策 1-1 | 質の高い教育・保育の提供 | A |
| 施策 1-2 | 地域における子育て支援の充実 | A |
| 施策 1-3 | 放課後児童対策の充実 | A |
| 基本目標 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 | | 評価 |
| 施策 2-1 | 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 | A |
| 施策 2-2 | 食育の充実 | A |
| 施策 2-3 | 小児医療等体制の充実 | A |
| 基本目標 3 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実 | | 評価 |
| 施策 3-1 | 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 | A |
| 施策 3-2 | 家庭や地域の教育力の向上 | B |
| 施策 3-3 | 青少年健全育成活動の推進 | A |
| 施策 3-4 | 次代の親の育成 | B |
| 基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進 | | 評価 |
| 施策 4-1 | ワーク・ライフ・バランスの推進 | A |
| 施策 4-2 | 社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進 | A |
| 基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備 | | 評価 |
| 施策 5-1 | 子どもの安全確保 | A |
| 施策 5-2 | 子育てを支援する生活環境の整備 | A |
| 基本目標 6 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援 | | 評価 |
| 施策 6-1 | 児童虐待防止対策の充実 | A |
| 施策 6-2 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | B |
| 施策 6-3 | 障がい児等に対する支援の充実 | A |
| 施策 6-4 | 社会参加に困難を有する子ども・若者への支援 | B |
| 施策 6-5 | 子育てに係る経済的支援の充実 | A |

第2章

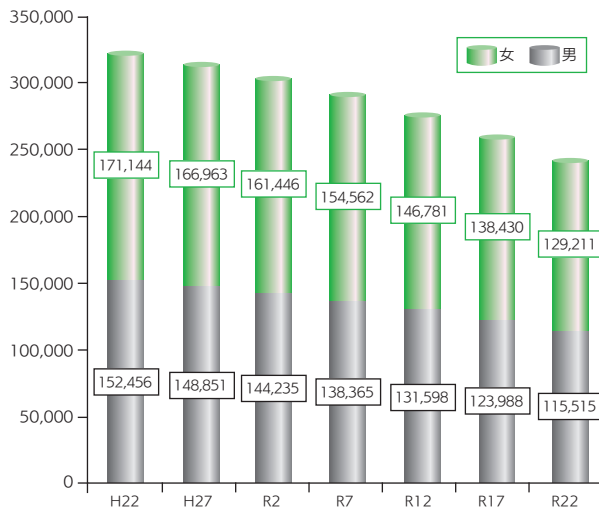
子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

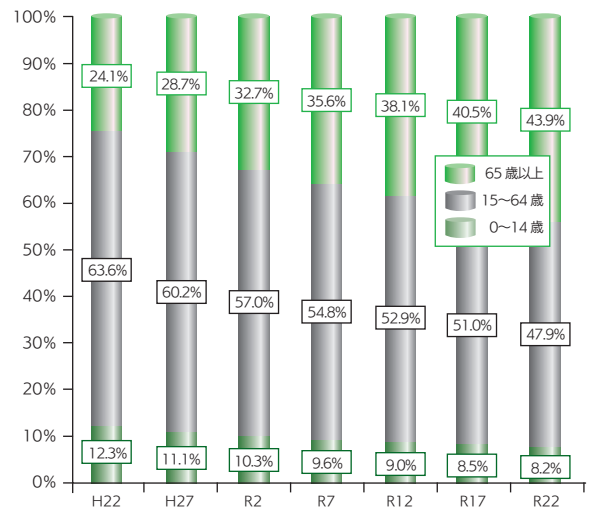
(1) 総人口と将来推計人口

国勢調査の結果によると、本市の平成27(2015)年の総人口は、315,814人であり、平成22(2010)年の323,600人から7,786人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7(2025)年の総人口は292,927人と減少し、年少人口(0～14歳)の比率は、平成27(2015)年の11.1%から9.6%に低下することが見込まれており、人口減少および少子化が一層進む見込みとなっています。

◆総人口の推移



◆年齢3区分別割合の推移

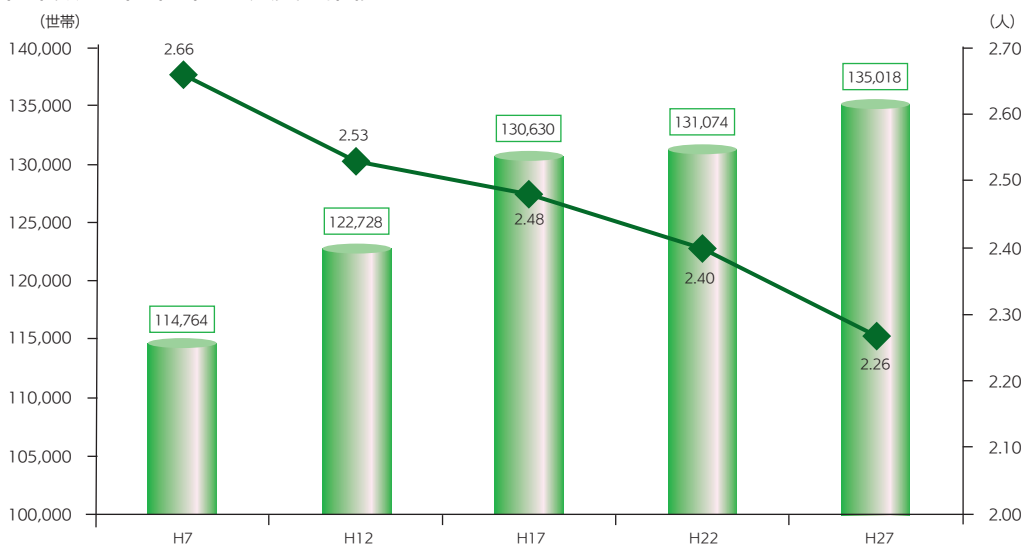


(2) 世帯数の推移

国勢調査の結果によると、長期入院患者や社会施設の入居者などの施設等の世帯を除いた本市の一般世帯は、平成27(2015)年で135,018世帯であり、平成22(2010)年の131,074世帯から3,944世帯の増加となっています。一方で、一般世帯の1世帯当たり人員については、2.26人と減少しており、全国的な傾向と同様に世帯規模が縮小しています。また、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯の増加傾向が続く、親族世帯は市町合併のあった平成17(2005)年以降、減少傾向となっています。さらに親族世帯に占める核家族世帯の比率は増加傾向となっています。

<秋田市「国勢調査」より作成>

◆世帯数と1世帯当たり人員の推移

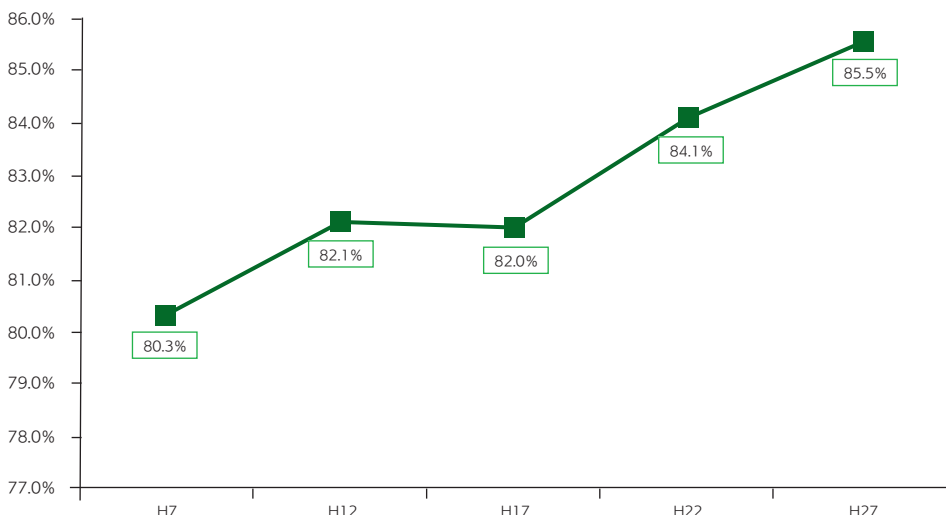


◆世帯の家族類型別一般世帯数の推移

| 世帯の家族類型 (7区分) | 平成7 (1995)年 | 平成12 (2000)年 | 平成17 (2005)年 | 平成22 (2010)年 | 平成27 (2015)年 |
|---------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一般世帯数 総数1) | 114,764 | 122,728 | 130,630 | 131,074 | 135,018 |
| 親族世帯数 | 82,662 | 85,719 | 91,159 | 90,325 | 86,650 |
| 核家族世帯数 | 66,393 | 70,389 | 74,724 | 75,942 | 74,097 |
| 夫婦のみ | 21,166 | 24,327 | 26,870 | 28,204 | 28,726 |
| 夫婦と子ども | 36,864 | 36,668 | 36,460 | 35,255 | 33,173 |
| 男親と子ども | 892 | 1,071 | 1,290 | 1,453 | 1,529 |
| 女親と子ども | 7,471 | 8,323 | 10,104 | 11,030 | 10,669 |
| その他の親族世帯 | 16,269 | 15,330 | 16,435 | 14,383 | 12,553 |
| 非親族世帯 | 327 | 363 | 510 | 980 | 819 |
| 単独世帯 | 31,775 | 36,646 | 38,961 | 39,727 | 47,053 |

1) 家族の類型「不詳」を含む

◆親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移

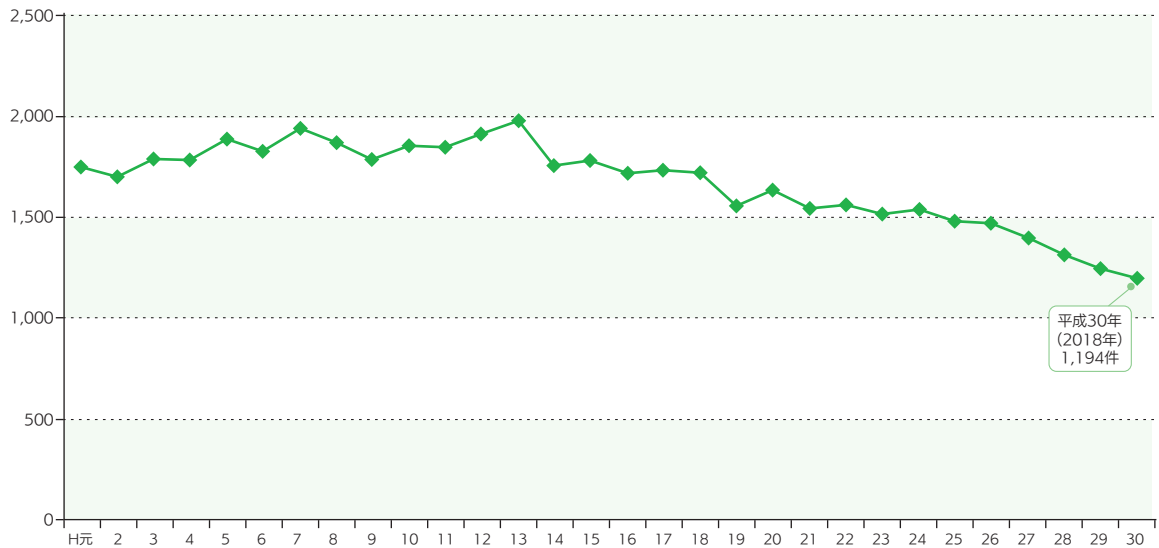


2 婚姻の状況

(1) 未婚化の進行

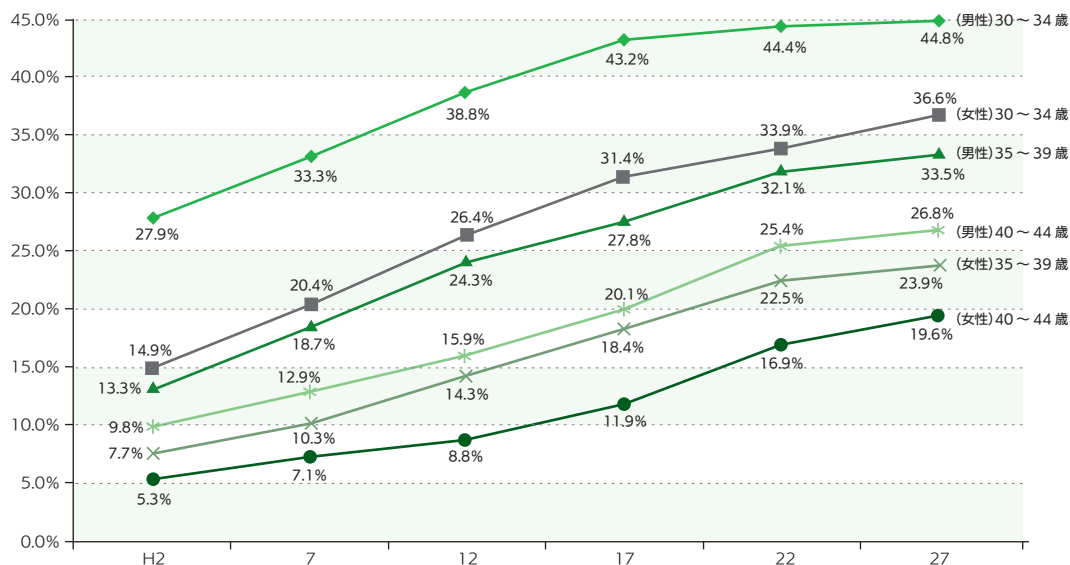
本市の婚姻件数は、近年減少傾向が続いており、平成30(2018)年は1,194件で、前年の1,240件から46件減少となっています。

◆婚姻件数の推移(秋田市「人口動態統計」より作成)



また、国勢調査によると、未婚率は男女ともに上昇傾向が続いており、平成27(2015)年は、30～34歳では、男性が44.8%、女性が36.6%、40～44歳では、男性が26.8%、女性が19.6%となっています。全国的な傾向と同様、本市においても未婚化が進行しています。

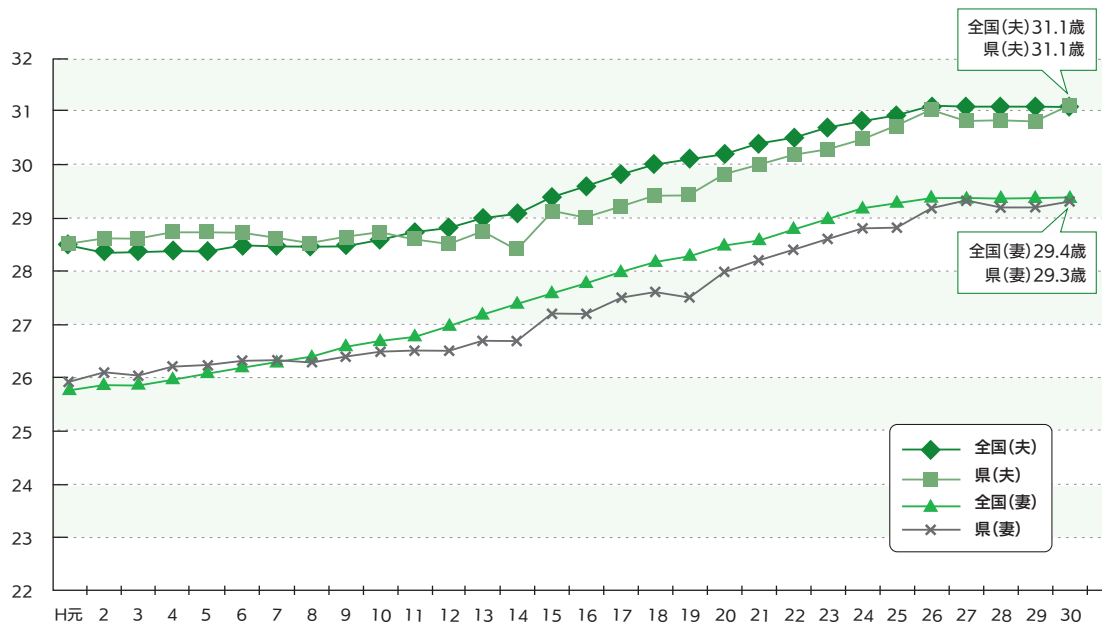
◆年齢階級別の未婚率の推移(秋田市「国勢調査」より作成)



(2) 晩婚化の進行

秋田県内における平均初婚年齢は、全国的な傾向と同様に上昇傾向で推移しており、平成30(2018)年では、夫が31.1歳、妻が29.3歳となっており、本市も同様の状況にあるものと考えられます。

◆平均初婚年齢(全国・秋田県「人口動態統計」より作成)

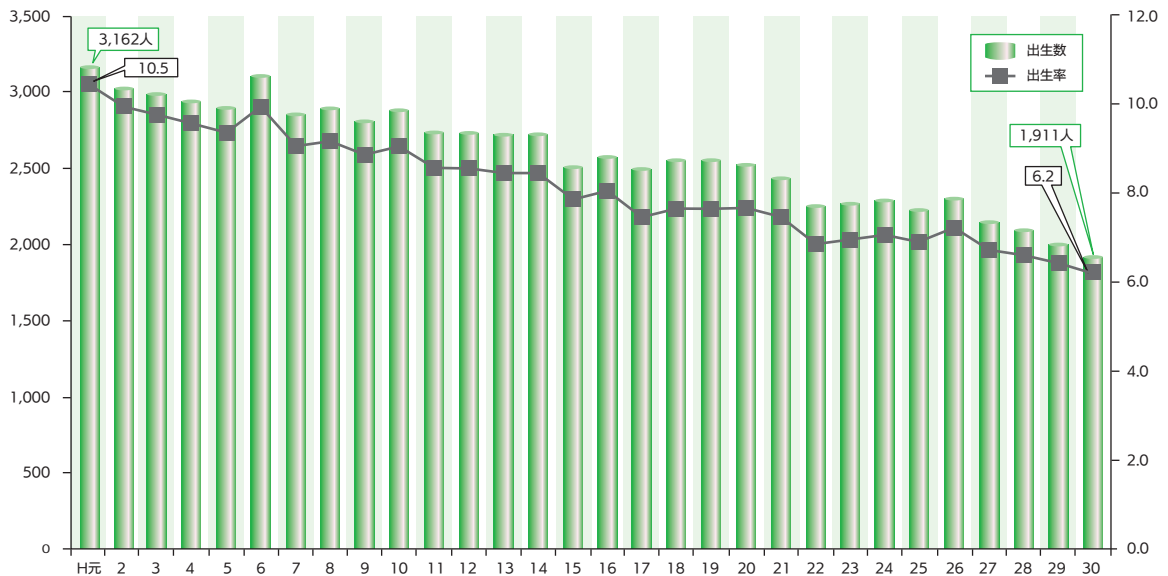


3 出生の状況

(1) 出生数と出生率の推移

平成30(2018)年の本市の出生数は1,911人で、前年の1,987人から76人減少し、出生率(人口千対)は6.2で、前年の6.4を0.2ポイント下回っています。近年は、出生数・出生率ともに低下傾向が続いています。

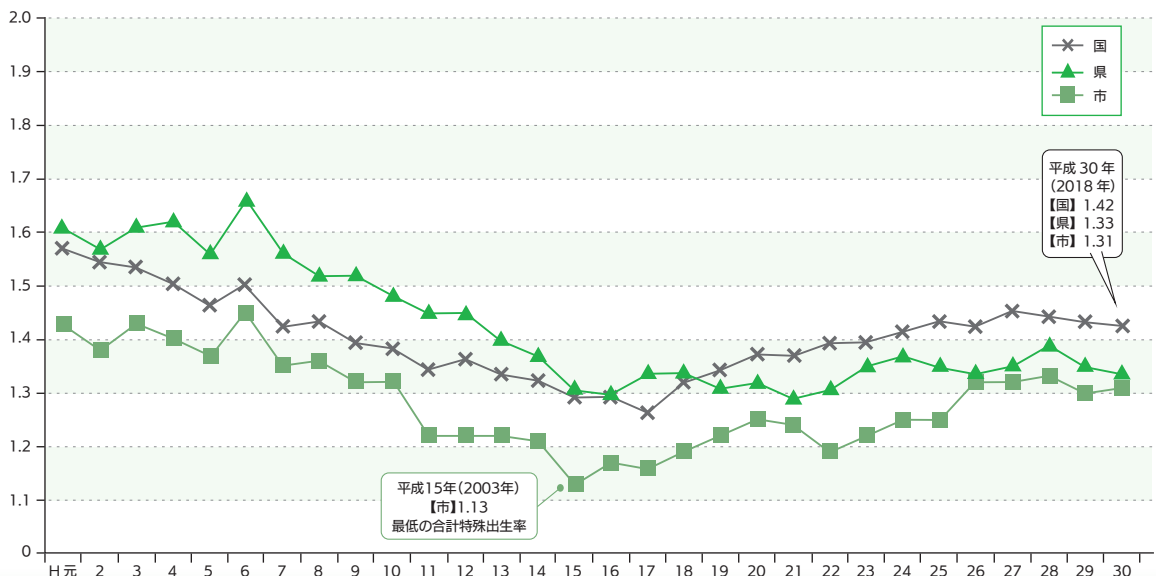
◆出生数と出生率の推移(秋田市「人口動態統計」より作成)



(2) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、本市は平成15(2003)年の1.13以降、上昇傾向となったものの、平成30(2018)年は、1.31にとどまっており、依然として全国と比較して低い水準となっています。

◆合計特殊出生率の推移(秋田市「人口動態統計」より作成)



4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から

第3次プランの策定にあたって、基礎的なデータを収集することを目的として、平成31(2019)年2月に「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)」を実施しました。本ニーズ調査では、教育・保育、地域の子育て支援についての利用状況や利用希望に関する設問のほか、子育てに関する不安感や負担感などについても調査しました。

(1) 調査の概要

| | 就学前児童の保護者 | 小学校児童の保護者 |
|------|------------|-----------|
| 対象者数 | 2,220件 | 1,780件 |
| 回収数 | 1,189件 | 866件 |
| 回収率 | 53.6% | 48.7% |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | |

(2) 子育てに関する意識

「子育てに関する不安感や負担感」については、「非常に感じる」と答えた割合は、前回の平成25(2013)年11月調査(以下、「25年調査」という。)時と比較して、就学前児童の保護者はわずかに減少し、小学校児童の保護者では増加しています。

「子育てに関して日常悩んでいることや特に不安に思っていること」については、就学前児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「食事や栄養に関すること」「自由な時間が持てないこと」「子どもを叱りすぎている気がする」が上位を占め、小学校児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎている気がする」などが多い状況です。

子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は依然として高いことから、親が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、気軽に相談できる場所などを確保するとともに社会全体で子育て家庭を支援していく取組を推進していくことが必要です。

◆子育てに関する不安感や負担感などについてどのように感じていますか(無回答除く)

| 選択肢 | 就学前児童の保護者 | | 小学校児童の保護者 | |
|---------|-----------|-------|-----------|-------|
| | H25 | H31 | H25 | H31 |
| 非常に感じる | 15.0% | 14.1% | 13.0% | 17.3% |
| ときどき感じる | 63.3% | 67.9% | 57.9% | 58.0% |
| あまり感じない | 17.6% | 15.4% | 23.6% | 21.5% |
| 全く感じない | 3.0% | 2.4% | 3.2% | 2.7% |
| その他 | 0.1% | 0.2% | 0.3% | 0.5% |

※25年調査との比較では、無回答を除いた割合で比較(以下同じ)

◆子育てに関して悩んでいること、特に不安に思っていることはどのようなことですか(複数回答)

| 選択肢 | 就学前児童の保護者 | | 小学校児童の保護者 | |
|-----------------------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | H25 | H31 | H25 | H31 |
| 病気や発育・発達に関すること | 29.0% | 38.2% | 47.0% | 24.9% |
| 食事や栄養に関すること | 37.5% | 40.1% | 49.8% | 21.8% |
| 育児の方法がよくわからないこと | 9.9% | 10.5% | | |
| 子どもとの接し方に自信が持てないこと | 22.5% | 24.7% | 30.5% | 16.4% |
| 子どもとの時間を十分にとれないこと | 31.1% | 32.7% | 28.4% | 28.1% |
| 子どもが言うことをきかないこと | 24.0% | 26.5% | | |
| 話し相手や相談相手がないこと | 6.2% | 5.6% | 4.6% | 6.9% |
| 自由な時間が持てないこと | 34.8% | 38.4% | 19.2% | 24.5% |
| 子どもの教育に関すること | 28.7% | 36.3% | 42.4% | 49.9% |
| 子どもの友だちづきあいに関すること | 17.9% | 15.5% | 27.4% | 31.6% |
| 子どもが幼稚園や保育所等に行きたがらないこと | | 2.8% | | |
| 不登校等に関すること | | | 2.8% | 4.5% |
| 家族の協力が少ないこと | 12.6% | 8.9% | 7.3% | 8.2% |
| 幼稚園や保育所に、希望した時期に入れないこと | 4.3% | 5.0% | | |
| 子どもを叱りすぎている気がする | 41.9% | 38.4% | 31.4% | 36.4% |
| 子育てに関して家族と意見が合わないこと | 8.3% | 8.8% | 6.7% | 9.3% |
| 自分自身が子どもを虐待しているのではないかとということ | 4.5% | 2.8% | 1.5% | 2.9% |
| 家族が子どもを虐待しているのではないかとということ | 0.6% | 0.7% | 0.3% | 0.6% |
| 住居が狭いこと | 12.6% | 14.3% | 11.9% | 10.4% |
| 子育てで出費がかさむこと | 35.2% | 42.4% | 35.4% | 55.6% |
| その他 | 5.3% | 6.4% | 5.3% | 5.0% |

※表中の「 / 」は、設問のない項目

(3) 母親の就労状況

ア 母親の現在の就労状況

就学前児童の母親では、「フルタイム就労中」が最も多く、育児等の休業中を含めた就業者の割合は74.6%で、25年調査時の62.3%から12.3ポイント増加している。また、小学校児童の母親についても、「フルタイム就労中」が最も多く、育児等の休業中を含めた就業者の割合は80.7%で、25年調査時の74.8%から5.9ポイント増加していることから、母親の就業率の上昇傾向がうかがえます。

◆母親の現在の就労状況(無回答除く)

| 選 択 肢 | 就学前児童の母親 | | 小学校児童の母親 | |
|---------------------------|----------|-------|----------|-------|
| | H25 | H31 | H25 | H31 |
| フルタイム就労中 | 36.3% | 40.3% | 35.2% | 42.1% |
| フルタイム就労中(産休・育休・介護休業中) | 4.3% | 11.2% | 0.9% | 1.4% |
| パート・アルバイト就労中 | 20.6% | 21.0% | 38.5% | 36.9% |
| パート・アルバイト就労中(産休・育休・介護休業中) | 1.1% | 2.1% | 0.2% | 0.3% |
| 以前就労していたが、現在就労していない | 34.5% | 23.9% | 21.7% | 17.3% |
| 就労したことがない | 3.2% | 1.5% | 3.5% | 2.0% |

イ 今後の就労希望(現在就労していない場合)

就学前児童の母親では、「子どもがある程度大きくなったら就労したい」という将来的な希望が多くなっていますが、小学校児童の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望が多くなっており、「子育てや家事に専念したい」という希望も一定の割合があります。

また、就労を希望する時期としては、就学前児童の母親では、一番下の子どもが「3～5歳」と回答する割合が最も多く、幼稚園等への入所のタイミングでの就労希望が強いと考えられます。

◆現在就労していない母親の今後の就労希望(無回答除く)

| 選 択 肢 | 就学前児童の母親 | 小学校児童の母親 |
|----------------------------|----------|----------|
| 子育てや家事に専念したい(就労の予定はない) | 20.4% | 36.8% |
| 1年より先、子どもがある程度大きくなったら就労したい | 44.2% | 22.4% |
| すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい | 35.4% | 40.8% |

◆「子どもがある程度大きくなったら就労したい」(希望する時期)(無回答除く)

| 選 択 肢 | 就学前児童の母親 | 小学校児童の母親 | 選 択 肢 | 就学前児童の母親 | 小学校児童の母親 |
|-------|----------|----------|--------|----------|----------|
| 1～2歳 | 15.0% | 0% | 9～11歳 | 7.1% | 6.0% |
| 3～5歳 | 48.7% | 24.3% | 12～14歳 | 0% | 18.2% |
| 6～8歳 | 29.2% | 39.4% | 15歳以上 | 0% | 12.1% |

(4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業の取得状況は、就学前児童の母親では、「取得した(取得中)」が49.0%、「取得していない」が14.4%、「働いていなかった」が36.6%となっており、25年調査時より取得率が増加しています。

「取得していない」理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く、次に多い「収入減となり経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」については、25年調査時との比較では、回答割合が減少しています。

また、就学前児童の父親の「取得した(取得中)」が4.1%で低い数字となっていますが、25年調査時1.8%からは2.3ポイント増加しています。

育児休業の取得率に関しては、母親・父親ともに上昇していますが、父親の取得率は低い状況であることから、さらに職場全体でのワーク・ライフ・バランス意識の醸成を進め、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆育児休業の取得状況(就学前児童の母親および父親)(無回答除く)

| 選 択 肢 | 母親 | | 父親 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| | H25 | H31 | H25 | H31 |
| 取得した(取得中である) | 35.0% | 49.0% | 1.8% | 4.1% |
| 取得していない | 17.3% | 14.4% | 96.7% | 94.8% |
| 働いていなかった | 47.7% | 36.6% | 1.5% | 1.1% |

◆「育児休業を取得していない」理由(複数回答)

| 選 択 肢 | 母親 | | 父親 | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | H25 | H31 | H25 | H31 |
| 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった | 30.7% | 22.7% | 39.5% | 34.7% |
| 仕事が忙しかった | 14.8% | 16.6% | 42.2% | 37.1% |
| (産休後に) 仕事に早く復帰したかった | 9.7% | 12.3% | 0.8% | 0.6% |
| 仕事に戻るのが難しそうだった | 11.4% | 12.9% | 3.8% | 3.2% |
| 昇給・昇格などが遅れそうだった | 1.1% | 0.6% | 4.9% | 5.7% |
| 収入減となり、経済的に苦しくなる | 27.3% | 23.9% | 31.5% | 31.5% |
| 保育所などに預けることができた | 15.3% | 14.7% | 3.7% | 4.0% |
| 配偶者が育児休業制度を利用した | 0% | 0% | 23.1% | 37.2% |
| 配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった | 6.8% | 4.9% | 31.7% | 26.9% |
| 子育てや家事に専念するために退職した | 25.6% | 25.8% | 1.2% | 0.7% |
| 職場に育児休業制度がなかった(就業規則に定めがなかった) | 19.9% | 20.9% | 9.1% | 9.3% |
| 有期雇用のため取得要件を満たさなかった | 3.4% | 8.6% | 0.4% | 0.8% |
| 取得できることを知らなかった | 0.6% | 0.6% | 1.3% | 1.9% |
| 産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した | 1.7% | 0.6% | 0.1% | 0% |
| その他 | 15.9% | 19.0% | 4.4% | 6.2% |

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、子どもの健やかな成長と子どもを生き育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした第2次プランに基づき、子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第3次プランにおいても、第2次プランの基本理念を継承し、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

支え合う すこやか子育て 夢ある秋田

～ みんなで育むかがやく笑顔 ～

わたしたちは、未来を担う子どもや子どもを生き育てたいと願う若者に、夢と希望が持てる秋田市の姿を示していかななくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望まれます。

そのためには、女性も男性も、青年期や子育て期、中高年期といった人生の各段階（ライフステージ）において、様々な生き方が選択・実現できるように、子どもを安心して生き育てられる環境を整えていきながら、わたしたちみんなで「仕事と生活の調和」がとれた社会を目指していくことが必要です。

また、明日を担い、未来を築く子どもたちが、その一人ひとりの生命が尊重され、ひとしく心身ともに豊かで健やかに育つことは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

子どもにとって「いちばんの幸せ」は何かということ「子どもの視点」から考え、子どもの育ちを見守るとともに、子どもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

「市民」「地域」「企業」「行政」の協働によって、子どもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、子どもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「まち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。

2 基本目標と施策体系

(1) 基本目標

第3次プランでは、基本理念の実現に向け、施策分野ごとに次の7項目を基本目標として定め、各般の施策を推進します。

◆基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべての子どもに対して良質な成育環境を保障します。

◆基本目標2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもと子育て世帯への支援を行うため、地域における子育て支援の充実を図るとともに、放課後の子どもの遊びや生活の場を確保し、子どもの健やかな育ちを促進します。

◆基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠・出産期からの継続した支援体制の強化を図ります。

◆基本目標4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代の親の育成支援に取り組みます。

◆基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

◆基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

◆基本目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や障がいのある子どもやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、子どもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

(2) 施策体系

基本理念と7つの基本目標を達成するため、19の基本施策を定め、施策ごとに具体的な取組・事業を推進します。

◆ 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

| 基本目標 | 基本施策 | 取組・事業 | 担当課 | |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------------|--|-------------|
| 1 総合的な提供 質の高い幼児教育・保育の | 1-1 幼児教育・ 保育環境の充実 | 1 教育・保育の提供体制の確保 | 子ども育成課 施設指導室 | |
| | 1-2 幼児教育・ 保育の質の向上 | 1 保育士人材確保推進事業 | 子ども育成課 | |
| | | 2 奨学金返還助成事業（保育士・保育教諭） | 子ども育成課 | |
| | | 3 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進 | 学校教育課 施設指導室 | |
| | | 4 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業 | 施設指導室 | |
| | 1-3 多様な保育 ニーズへの対応 | 1 休日保育事業 | 子ども育成課 | |
| | | 2 延長保育事業 | 子ども育成課 | |
| | | 3 一時預かり事業 | 子ども育成課 | |
| | | 4 病児保育事業 | 子ども育成課 | |
| | 2 地域における子ども・子育て支援の充実 | 2-1 地域における 子育て支援の 充実 | 1 利用者支援事業（基本型） | 子ども未来センター |
| | | | 2 利用者支援事業（母子保健型） 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ） | 子ども健康課 |
| | | | 3 地域子育て支援拠点事業 | 子ども未来センターほか |
| 4 ファミリー・サポート・センター事業 | | | 子ども未来センター | |
| 5 ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 | | | 子ども未来センター | |
| 6 在宅子育てサポート事業 | | | 子ども未来センター | |
| 7 地域の子育て支援活動の支援 | | | 子ども未来センター | |
| 8 子育て支援ネットワーク事業 | | | 子ども未来センター | |
| 9 父親の育児参加の啓発 | | | 子ども未来センター | |
| 10 子育てボランティアの活動促進 | | | 子ども未来センター | |
| 11 地域保健・福祉活動推進事業 | | | 福祉総務課地域福祉推進室 | |
| 12 子育て短期支援事業 | | | 子ども総務課 | |
| 13 保育所在宅子育て支援事業 | | | 子ども育成課 | |
| 14 子育て支援情報の提供 | | 子ども未来センター 子ども総務課 | | |
| 2-2 放課後児童対策 の充実 | 1 放課後児童健全育成事業 | 子ども育成課 | | |
| 2 放課後子ども教室推進事業 | 子ども育成課 | | | |
| 3 児童厚生施設整備事業 | 子ども育成課 | | | |
| 4 放課後児童クラブ施設整備費補助事業 | 子ども育成課 | | | |

◆ 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

| 基本目標 | 基本施策 | 取組・事業 | 担当課 |
|------------------------|---------------------------------|--|--------|
| 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 | 3-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 | 1 利用者支援事業（母子保健型） 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）【再掲】 | 子ども健康課 |
| | | 2 妊産婦交流（産前・産後サポート事業） | 子ども健康課 |
| | | 3 妊産婦健康診査 | 子ども健康課 |
| | | 4 両親学級（産前・産後サポート事業） | 子ども健康課 |
| | | 5 妊産婦相談（産前・産後サポート事業） | 子ども健康課 |
| | | 6 乳幼児健康診査 | 子ども健康課 |
| | | 7 経過観察クリニック | 子ども健康課 |
| | | 8 健康教育・健康相談 | 子ども健康課 |
| | | 9 母子の訪問指導 | 子ども健康課 |
| | | 10 むし歯予防教室 | 子ども健康課 |
| | | 11 育児相談 | 子ども健康課 |
| | | 12 秋田市親子よい歯のコンクール | 子ども健康課 |
| | | 13 乳児家庭全戸訪問事業 | 子ども健康課 |
| | | 14 幼児フッ化物塗布事業 | 子ども健康課 |
| | | 15 幼児発達支援事業 | 子ども健康課 |
| | | 16 不妊治療費助成事業 | 子ども健康課 |
| | | 17 予防接種事業 | 健康管理課 |
| | 3-2 食育の推進 | 1 離乳食教室 | 子ども健康課 |
| | | 2 幼児食教室 | 子ども健康課 |
| | | 3 食生活学級（産前・産後サポート事業） | 子ども健康課 |
| | | 4 保育所等の給食を通じた食育支援 | 子ども育成課 |
| | | 5 保育所調理師クッキング教室の実施 | 子ども育成課 |
| | | 6 学校等における食育の推進 | 学校教育課 |
| | 3-3 小児医療への支援 | 1 市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知 | 子ども総務課 |
| | | 2 子ども福祉医療費の助成 | 子ども総務課 |
| | | 3 未熟児養育医療給付事業 | 子ども健康課 |
| | | 4 小児慢性特定疾病支援事業 | 子ども健康課 |

◆ 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

| 基本目標 | 基本施策 | 取組・事業 | 担当課 |
|--------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------|
| 4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実 | 4-1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 | 1 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業 | 学校教育課 |
| | | 2 外国語指導助手(ALT)を活用した英語体験活動の提供 | 学校教育課 |
| | | 3 社会教育施設を活用した体験活動機会の提供 | 生涯学習室 |
| | | 4 動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供 | 大森山動物園 |
| | | 5 保育体験事業の受入れ | 子ども育成課 |
| | | 6 子どもの読書活動の推進 | 中央図書館明德館 |
| | | 7 学校司書配置事業 | 学校教育課 |
| | | 8 スクールカウンセラー配置事業 | 学校教育課 |
| | | 9 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業 | 学校教育課 |
| | | 10 精神保健福祉相談・教育事業 | 健康管理課 |
| | | 11 小・中学校フッ化物洗口事業 | 学事課 |
| | | 12 小・中学校情報教育環境の整備 | 学事課 |
| | | 13 学校訪問指導、教職員研修会の充実 | 学校教育課 |
| | | 14 コミュニティ・スクール推進事業 | 学校教育課 |
| | | 15 通学区の弾力化 | 学事課 |
| | 4-2 家庭や地域の教育力の向上 | 1 子ども家庭相談 | 子ども未来センター |
| | | 2 家庭教育相談事業 | 生涯学習室 |
| | | 3 乳幼児学級等 | 生涯学習室 |
| | | 4 家庭教育学級 | 生涯学習室 |
| | | 5 ブックスタート推進事業 | 子ども育成課 |
| | | 6 かぞくぶっくぱっく事業 | 中央図書館明德館 |
| | | 7 放課後子ども教室推進事業【再掲】 | 子ども育成課 |
| | | 8 子ども会活動の表彰 | 子ども育成課 |
| | | 9 世代間交流事業 | 生涯学習室 |
| | | 10 老人保健福祉月間における小学生の取組 | 長寿福祉課 |
| | | 11 幼児スポーツ教室 | スポーツ振興課 |
| | | 12 親子なかよし体操教室 | スポーツ振興課 |
| | | 13 スポーツ少年団の育成・支援 | スポーツ振興課 |
| | | 14 学校体育施設の開放事業 | スポーツ振興課 |
| | | 15 民生委員・児童委員活動推進事業 | 福祉総務課地域福祉推進室 |
| | 4-3 青少年健全育成活動の推進 | 1 情報モラル指導の充実 | 学校教育課 |
| | | 2 若年者等に対する消費者教育推進事業 | 市民相談センター |
| | | 3 環境浄化活動 | 少年指導センター |
| | | 4 街頭巡回指導 | 少年指導センター |
| | | 5 少年相談活動 | 少年指導センター |
| | | 6 青少年健全育成広報活動 | 少年指導センター |
| | | 7 地区少年指導委員会活動 | 少年指導センター |
| | 4-4 次代を担う若者の育成支援 | 1 若年者就業支援事業 | 企業立地雇用課 |
| | | 2 アンダー 40 正社員化促進事業 | 企業立地雇用課 |
| | | 3 若者自立支援事業 | 子ども総務課 |
| | | 4 ふたりの出会い応援事業（シングルズカフェ秋田） | 子ども総務課 |
| | | 5 あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援 | 子ども総務課 |

◆ 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

| 基本目標 | 基本施策 | 取組・事業 | 担当課 |
|----------------------|------------------------|-------------------------|-----------|
| 5 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 5-1 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発 | 子ども総務課 |
| | | 2 元気な子どものまちづくり企業認定・表彰制度 | 子ども総務課 |
| | | 3 秋田市版イクボス宣言プロジェクト | 子ども総務課 |
| | | 4 積極的に取り組む企業の社会的評価 | 契約課 |
| | | 5 育児休業制度等の周知および啓発 | 企業立地雇用課 |
| | | 6 なでしこ秋田・働く女性応援事業 | 企業立地雇用課 |
| | | 7 男女共生意識の啓発 | 生活総務課 |
| | | 8 父親の育児参加の啓発【再掲】 | 子ども未来センター |
| 6 安全・安心な生活環境の整備 | 6-1 子どもの安全確保 | 1 交通安全教育事業 | 交通政策課 |
| | | 2 交通安全普及・啓発事業 | 交通政策課 |
| | | 3 まちあかり・ふれあい推進事業 | 生活総務課 |
| | | 4 防犯活動の推進 | 生活総務課 |
| | | 5 秋田市立小学校警備事業 | 学事課 |
| | | 6 秋田っ子まもるメールの配信 | 学事課 |
| | | 7 スクールガード養成講習会の実施 | 学事課 |
| | | 8 通学時における安全確保と適切な指導 | 学事課 |
| | | 9 被害を受けた子どもへの対応 | 学校教育課 |
| | | 10 各種防災訓練の拡充 | 防災安全対策課 |
| | 6-2 子育てを支援する生活環境の整備 | 1 人にやさしい歩道づくり事業 | 道路建設課 |
| | | 2 公園のバリアフリー化 | 公園課 |
| | | 3 公園施設長寿命化整備事業 | 公園課 |
| | | 4 公共施設等のバリアフリー化促進 | 都市計画課 |
| | | 5 多世帯同居・近居推進事業 | 住宅整備課 |
| | | 6 市営住宅優先入居制度 | 住宅整備課 |
| | | 7 子育てにやさしい施設の認定 | 子ども総務課 |

| 基本目標 | 基本施策 | 取組・事業 | 担当課 |
|----------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 7 子どもと家庭へのきめ細かな支援 | 7-1 児童虐待防止対策の充実 | 1 児童虐待防止推進事業(子ども家庭総合支援拠点) | 子ども未来センター |
| | | 2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業(要保護児童対策地域協議会) | 子ども未来センター |
| | | 3 児童虐待防止啓発活動 | 子ども未来センター |
| | | 4 養育支援訪問事業 | 子ども未来センター |
| | | 5 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】 | 子ども健康課 |
| | 7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進 | 1 ひとり親家庭自立支援事業 | 子ども総務課 |
| | | 2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 子ども総務課 |
| | | 3 児童扶養手当支給事業 | 子ども総務課 |
| | | 4 母子生活支援施設への入所保護 | 子ども総務課 |
| | 7-3 障がい児等に対する支援の充実 | 1 障がい児の通所支援 | 障がい福祉課 |
| | | 2 障がい児の日中一時支援事業(短期入所型・放課後支援型) | 障がい福祉課 |
| | | 3 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供 | 障がい福祉課 |
| | | 4 障がい児等療育支援事業 | 障がい福祉課 |
| | | 5 障がい児すこやか療育支援事業 | 障がい福祉課 |
| | | 6 障がい児通所施設利用料無償化事業 | 障がい福祉課 |
| | | 7 公立保育所障がい児保育事業 | 子ども育成課 |
| | | 8 私立保育所等障がい児保育事業 | 子ども育成課 |
| | | 9 保育士サポート研修 | 子ども育成課 |
| | | 10 放課後児童健全育成事業【再掲】 | 子ども育成課 |
| | | 11 小・中学校就学奨励事業(特別支援教育就学奨励費) | 学事課 |
| | | 12 小・中学校特別支援学級新設経費 | 学事課 |
| | | 13 特別支援教育推進事業 | 学校教育課 |
| | | 14 各種サービスの情報提供 | 障がい福祉課 |
| | 7-4 子育てに係る経済的支援の充実 | 1 第1子保育料無償化事業 | 子ども育成課 |
| | | 2 第2子以降保育料無償化等事業 | 子ども育成課 |
| | | 3 すこやか子育て支援事業 | 子ども育成課 |
| | | 4 認定等保育施設保育料助成事業 | 子ども育成課 |
| | | 5 幼稚園副食費補足給付事業 | 子ども育成課 |
| | | 6 子ども福祉医療費の助成【再掲】 | 子ども総務課 |
| | | 7 児童手当支給事業 | 子ども総務課 |
| | | 8 小・中学校就学奨励事業(小・中学校就学援助費) | 学事課 |
| | | 9 ファミリー・サポート・センター利用料助成事業【再掲】 | 子ども未来センター |
| | | 10 在宅子育てサポート事業【再掲】 | 子ども未来センター |

3 進行管理と推進体制

(1) 計画の評価

ア 基本施策の評価

毎年度、基本施策ごとに目標指標や各取組・事業の進捗状況を踏まえ、評価します。

イ 計画全体の評価

計画期間の最終年度(令和6(2024)年度)に、基本施策の進捗状況や意識調査等を踏まえ、評価します。

なお、利用者の視点から評価するため、最終年度の前年度(令和5(2023)年度)に意識調査を実施します。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の見直し

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、利用状況や利用希望が本計画における「量の見込み」と大きく乖離する場合は、中間年度(令和4(2022)年度)に見直しを検討します。

(3) 推進体制

計画の推進にあたっては、「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会(秋田市子ども・子育て会議)」および「秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会」において、毎年度、進捗状況や課題・改善点等を踏まえて評価を行い、その結果を公表します。